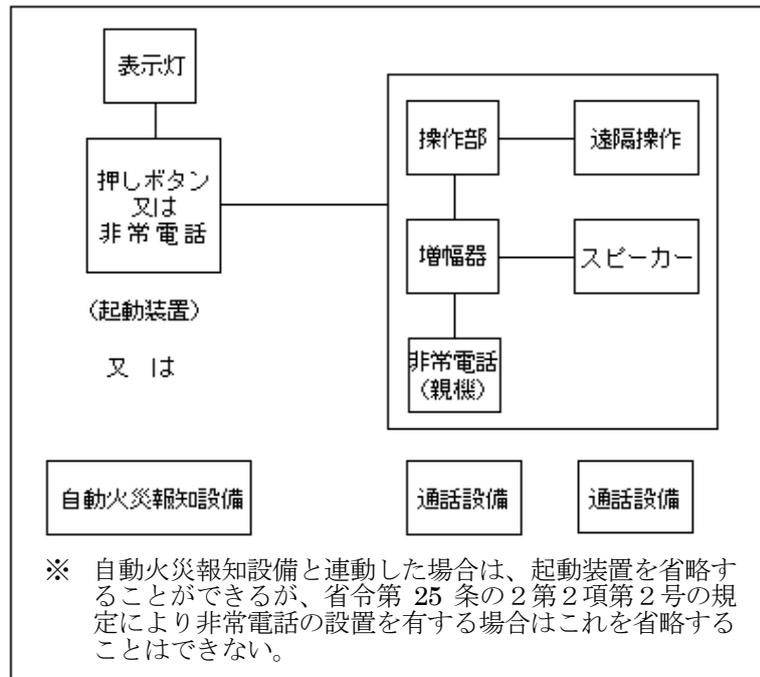


第 15 非常警報設備

1 放送設備

放送設備とは、起動装置、表示灯、スピーカー、操作部（遠隔操作器を含む。）、増幅器、電源及び配線で構成されるもの（自動火災報知設備と連動するものは、起動装置及び表示灯を省略したものを含む。）をいう。（第 15-1 図参照）



第 15-1 図 放送設備の構成例

(1) 増幅器等

増幅器等とは、起動装置若しくは自動火災報知設備からの階別信号又は確認信号を受信し、スイッチ等を自動的に又は手動により操作して、音声警報による感知器発報放送、火災放送、非火災報放送若しくはマイクロホン放送がスピーカーを通じて有効な音量で必要な階に行う増幅器、操作部及び遠隔操作器をいい、次に適合すること。

イ 常用電源（交流電源）

(イ) 電源電圧は、300V以下であり、かつ、増幅部の所要入力電圧に適合していること。

(ロ) 電源回路は専用とすること。ただし、他の消防用設備等の電源を放送設備の電源と共用する場合で、これにより放送設備に障害を及ぼすおそれがないときは、共用することができる。

ロ 非常電源

非常電源及び非常電源回路の配線は、第 24 非常電源の例によること。

ハ 設置場所

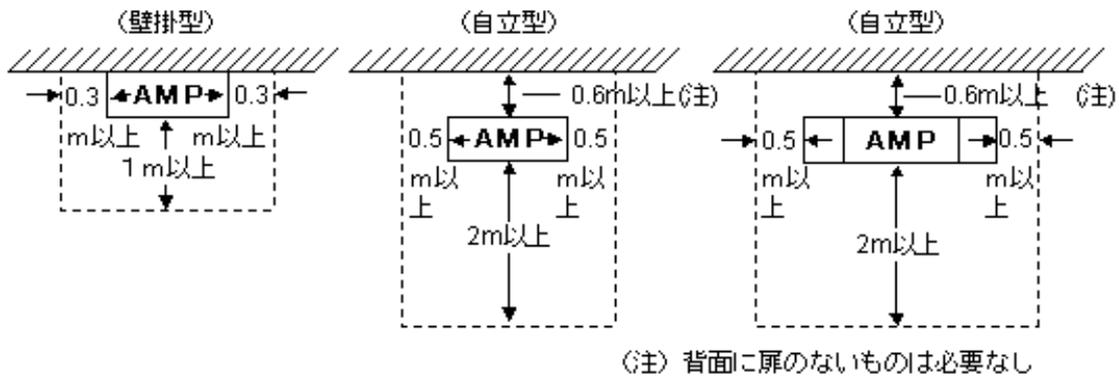
(イ) 一の防火対象物に 2 以上の操作部又は遠隔操作器を設ける場合であっても、一のものは常時人のいる守衛室、防災センター又は中央監視室等に設けること。

(ロ) 自動火災報知設備の受信機又は副受信機と併設すること。◆

(ハ) 避難階、その直上階又は直下階の避難上有効な出入口付近の場所に設けること。ただし、安全に避難でき、かつ、壁、床及び天井が不燃材料で造られており、開口部に防火

設備を設けた場所に設置する場合は、この限りではない。

- (二) 温度、湿度、衝撃、振動等の影響を受けるおそれのない場所に設置すること。
- (ホ) 操作上又は点検上必要な空間を確保すること。(第 15-2 図参照)



第 15-2 図 点検及び操作上有効な空間例

(へ) 地震等の振動による障害がないよう堅ろう、かつ、傾きのないように設置すること。

二 機器

- (イ) 「非常警報設備の基準」(昭和 48 年消防庁告示第 6 号。以下第 15 において「告示」という。) に適合するものであること。
- (ロ) 認定品を使用すること。◆
- (ハ) 増設工事が予想される場合は、増幅器等に余裕回線を残しておくこと。◆
- (ニ) 自動火災報知設備と連動する場合は、無電圧メーク接点により、相互の機能に異常を生じないものであること。
- (ホ) 増幅器の出力とスピーカー等の合成インピーダンスは、次式 a を満足し整合(インピーダンスマッチング)したものであること。ただし、増幅器の定格出力時の音声信号電圧が 100V に統一されたハイインピーダンス方式を用いたものは、次式 b によることができる。

a 算定式

$$P(w) \geq \frac{E^2}{Z} \quad (v)$$

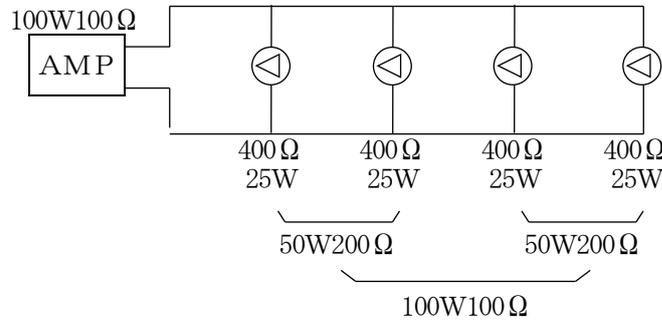
P : 増幅器の定格出力
E : スピーカーの回路電圧
Z : スピーカー等の合成インピーダンス

スピーカー等の合成インピーダンスを求める計算式

(a) 並列接続の場合(第 15-3 図参照)

$$Z_0 = \frac{1}{\frac{1}{Z_1} + \frac{1}{Z_2} + \frac{1}{Z_3} \dots + \frac{1}{Z_n}}$$

Z_0 : 合成インピーダンス
 $Z_1 \sim Z_n$: スピーカーのインピーダンス



第 15-3 図

(b) 直列接続の場合

$$Z_0 = Z_1 + Z_2 + Z_3 \dots + Z_n$$

b 算定式

$$P(w) \geq S(w) \quad S : \text{スピーカーの定格入力合計}$$

- (へ) 起動は、次によること。
 - a 自動火災報知設備との連動により起動する場合
 - (a) 自動火災報知設備からの階別信号の受信により、自動的に感知器発報放送が行えるものであること。
 - (b) 確認信号の受信により、自動的に火災放送に移行するものであること。
 - b 起動装置（押しボタン又は発信機）により起動する場合
 - 自動的に感知器発報放送及び火災放送を行うものであること。
 - なお、感知器発報放送を省略して火災放送を行うことができるものであること。
- (ト) 放送設備を業務用の目的と共用するものにあつては、起動装置等による信号を受信し、非常放送として起動された場合、直ちに、かつ、自動的に非常放送以外の放送（地震動予報等に係る放送であつて、これに要する時間が短時間であり、かつ、火災の発生を有効に報知することを妨げないものを除く。）を停止できること。
- (チ) 一の防火対象物において、非常用の放送設備以外の業務を目的とした放送設備が独立して設けられている場合は、非常用の放送設備を操作した際、音声警報が有効に聞こえる措置を講じること。◆
- (リ) 全区域に火災を報知することができる操作部又は遠隔操作器が一以上、常時人のいる場所に設けられている防火対象物で、次の場合は、省令第 25 条の 2 第 2 項第 3 号ヲの規定に係わらず、遠隔操作器等から報知できる区域を防火対象物の全区域としないことができる。

- a 管理区分又は用途が異なる一の防火対象物で、操作部から遠隔操作器等が設けられた管理区分又は用途の部分全体に火災を報知することができるよう措置された場合
- b 防火対象物の構造、使用形態等から判断して、火災発生時の避難が防火対象物の部分ごとに独立して行われると考えられる場合であって、独立した部分に設けられた遠隔操作器等が独立した部分全体に火災を報知することができるように措置された場合
- c ナースステーション等に遠隔操作器を設けて病室の入院患者等の避難誘導を行う等、防火対象物の一定の場所のみを避難誘導の対象とすることが適切と考えられる場合であって、避難誘導の対象とする場所全体に火災を報知することができるように措置された場合

ホ 表示等

(イ) 放送階選択スイッチの部分には、報知区域の名称等が適正に記入されていること。

(ロ) 操作部又は遠隔操作器等の付近に、報知区域一覧図を備えること。◆

(2) 報知区域

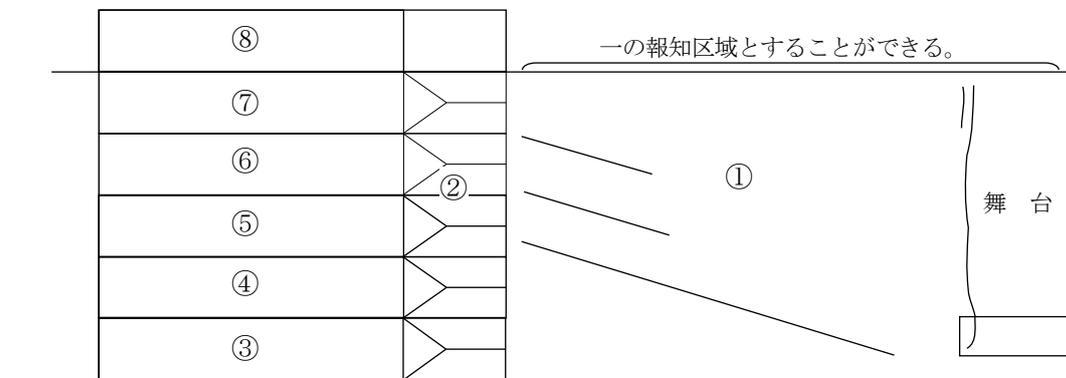
イ 報知区域は、原則として階別とする。ただし、大規模な建築物の報知区域については、第 11 自動火災報知設備：7.(4).ロによることができる。

ロ 特別避難階段等は、居室等の部分と別な報知区域に設定され、かつ、最下階を基準とし、垂直距離 45m ごとに一報知区域とすること。◆

ハ エレベーター内は、居室等の部分と別な報知区域として設定すること。◆

ニ テレビスタジオ等の部分については、他の居室等の報知区域と別な報知区域に設定することができ、また、感知器の作動と連動させないことができる。

ホ 劇場等で、階の一部が吹き抜けになっており、天井面等に取り付けたスピーカーにより有効な音量が得られる場合、当該部分は一の報知区域とすることができる。(第 15-4 図参照)



(注) ①～⑧は報知区域番号を示す。

第 15-4 図 吹き抜けがある場合の報知区域の設定例

(3) 鳴動方法

鳴動方法は、省令第 25 条の 2 第 2 項第 3 号チの規定によるほか、次によること。

なお、省令第 25 条の 2 第 2 項第 3 号チの「一定時間」は、出火階及び直上階等からの避難が完了すると想定される時間を考慮して設定し、最大でも 10 分以内とすること。

イ 全館一斉鳴動とする場合

(イ) 第 1 報の感知器が作動した場合は、感知器発報放送を鳴動させる。

(ロ) 感知器発報放送から火災放送への移行は、火災であることが確実に判断できる次の確認信号を受信した場合とする。

a 第 1 報の感知器の警戒区域以外の警戒区域の感知器からの火災信号

b アナログ式自動火災報知設備等の火災信号を個別、かつ、多段階に識別できる自動火

災報知設備については、第 1 報の感知器以外の感知器からの火災表示すべき煙濃度又は温度に達した旨の信号

c 発信機、押しボタン又は非常電話等からの信号

(ハ) 防火対象物の用途、夜間の人員体制等を考慮し、一定時間の経過により自動的に感知器発報放送から火災放送に移行するよう措置した方が、防火管理上有効と判断される場合には、一定時間の経過により移行させることができる。この場合の一定時間の設定は、第 1 報の自動火災報知設備の感知器が作動した場合に、その確認が十分に行える時間とする。

ロ ブロック鳴動とする場合

大規模な建築物の場合は、第 11 自動火災報知設備：7.(4).ロによることができる。

(4) スピーカー

スピーカーとは、増幅器等の作動により、必要な階に有効な音量の音声警報による感知器発報放送、火災放送、非火災報放送又はマイクロホン放送を伝達するものをいい、次に適合すること。

イ 放送区域

(イ) 部屋の間仕切りについては、音の伝達に十分な開口部があるものを除き、固定式か移動式かにかかわらず、壁として取り扱うこと。

(ロ) 省令第 25 条の 2 第 2 項第 3 号ロ.(イ)かつ書きの障子、ふすま等遮音性の著しく低いものには、障子、ふすまのほか、カーテン、つい立て、すだれ、格子戸又はこれに類するものを含むものであるが、アコーディオンカーテンは含まないものであること。なお、出入口の戸が障子、ふすま等であっても、出入口以外の部分が壁等で区画されている部屋は、原則として、当該部屋を一の放送区域とする。

(ハ) 通常は開口している移動式の壁又は戸であっても、閉鎖して使用する可能性のあるものは、壁又は戸で区画されたものとして取り扱うこと。

(ニ) カラオケボックス、カラオケルーム等及び居室以外の部屋であっても常時人のいる可能性の高い場所は、省令第 25 条の 2 第 2 項第 3 号ロ.(ロ)ただし書きにかかわらず、当該部分を一の放送区域として取り扱ってスピーカーを設置すること。◆

(ホ) (5)項ロに定める防火対象物の住戸は、一の放送区域として取り扱うことができるものとし、当該部分の床面積に応じて、省令第 25 条の 2 第 2 項第 3 号ロ.(イ)によりスピーカーを設置すること。

なお、住戸用自動火災報知設備の受信機等に内蔵されたスピーカーで告示基準に適合する場合は、当該スピーカーに接続することができる。

(ヘ) 省令第 25 条の 2 第 2 項第 3 号ロ.(ロ)ただし書に定めるスピーカーの設置を免除できる放送区域については次によるほか、スピーカーの設置場所については第 15-5 図及び第 15-6 図の例によること。

スピーカーの設置を要しない放送区域

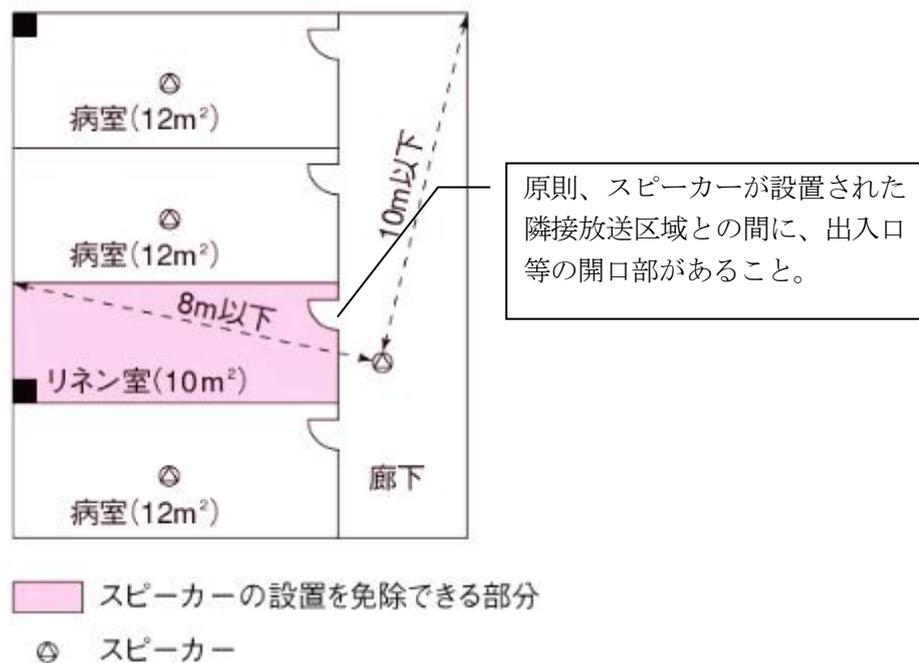
- | | |
|-------------------------|-----------------------------|
| a 居室 | ・・・ 6 m ² 以下のもの |
| b 居室から地上に通じる主たる廊下その他の通路 | ・・・ 6 m ² 以下のもの |
| c その他の部分 | ・・・ 30 m ² 以下のもの |

なお、居室の取扱いは、建基法第 2 条第 4 号に定義する「居住、執務、作業、集会、娯楽その他これらに類する目的のために継続的に使用する室」の基準によるものとするが、一般的な室名称だけでは区分できない場合があるので、その使用形態（人が常駐している倉庫、機械室等）により、必要部分に設置させること。

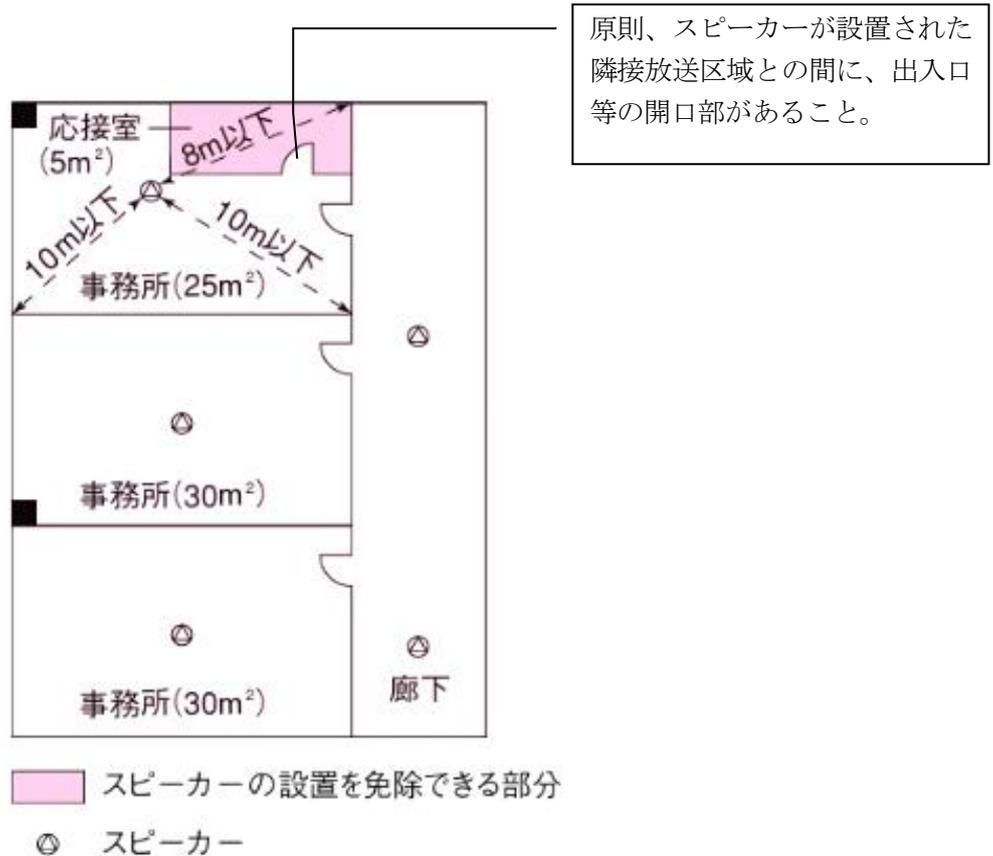
第 15-1 表によりその一例を示す。

第 15-1 表 居室等の取扱い

居室とみなされるもの	事務所 店舗 工場 病院 公衆浴場	事務室、応接室、役員室、会議室、宿直室等 売店、事務室、喫茶室、調理室等 作業所、食堂、事務室、研究室、休憩室等 病室、診察室、看護師室、医師室、待合室等 脱衣室、浴室等
その他の部分	玄関、廊下、階段、便所、洗面所、給湯場、浴室、無人機械室 車庫、更衣室、リネン室、倉庫、納戸、物置	



第 15-5 図 居室又は居室から地上に通じる主たる廊下その他の通路以外の場所でスピーカーの設置を免除できる場合



第 15-6 図 居室でスピーカーの設置を免除できる場合

- (ト) 防火対象物の屋上を、不特定多数の者が出入りする遊技場等の目的で使用する場合は、当該部分にスピーカーを設けること。◆
- (チ) エレベーターが設置される防火対象物にあっては、エレベーター内にスピーカーを設けること。
- ロ 設置位置等
 - (イ) 音響効果を妨げる障害物がない場所に設けること。
 - (ロ) 高温多湿となることが予想される場所に設けるスピーカーは、その設置場所に適したものを設けること。
- ハ 性能規定

省令第 25 条の 2 第 2 項第 3 号ハの規定によりスピーカーを設置する場合は、次によること。

 - (イ) 性能規定によるスピーカーの設置は、主として、残響時間の長くなる地下駐車場等の放送区域や天井に設置することにより維持管理が困難となるアトリウム等の高天井、かつ、大空間となる放送区域に指導すること。
 - (ロ) 省令第 25 条の 2 第 2 項第 3 号ハ、(イ)及び(ロ)の計算式の確認事項
 - a 音圧レベル P は、音声警報の火災放送第 2 シグナル音のうち第 3 音の音圧レベルをいう。
 - b 一般的に用いられているタイプのスピーカーの指向係数は、その指向特性区分に応じ

第 15-2 表に掲げる値とすることができる。

第 15-2 表

指向特性区分	該当するスピーカータイプ	指 向 係 数			
		0° 以上 15° 未満	15° 以上 30° 未満	30° 以上 60° 未満	60° 以上 90° 未満
W	コーン型スピーカー	5	5	3	0.8
M	ホーン型コーンスピーカー 又は口径が 200 ミリ以下のホーン スピーカー	10	3	1	0.5
N	口径が 200 ミリを超えるホーンス ピーカー	20	4	0.5	0.3

- c 当該箇所からスピーカーまでの距離 r は、放送区域のうち任意な場所で、床面からの高さが 1 m の箇所からスピーカーまでの直線距離をいう。
- d 放送区域の平均吸音率は、次による。
 - (a) 2 kHz における吸音率によること。
なお、残響時間の算定にあたっては 500 Hz における吸音率による。
 - (b) 通常の使用形態において開放されている開口部（自動火災報知設備と連動して閉鎖する防火戸等を含む。）の吸音率は、0.8 とする。
 - (c) 吸音率が異なる複数の建築材料が用いられている場合の平均吸音率は、次式により算定する。

$$a = \frac{\sum S_n \alpha_n}{\sum S_n}$$

a : 平均吸音率
 S_n : 建築材料の面積(単位 m^2)
 α_n : 建築材料の吸音率

- e 放送区域の壁、床、天井又は屋根の面積の合計とは、当該放送区域を区画する壁、床及び天井又は屋根のほか、これらに存する開口部を含めた面積の合計をいう。
- f 残響時間
 - (a) 残響時間とは、放送区域内の音圧レベルが定常状態にあるとき、音源停止後から 60 デシベル小さくなるまでの時間をいう。
 - (b) 残響時間は、次式により計算する。

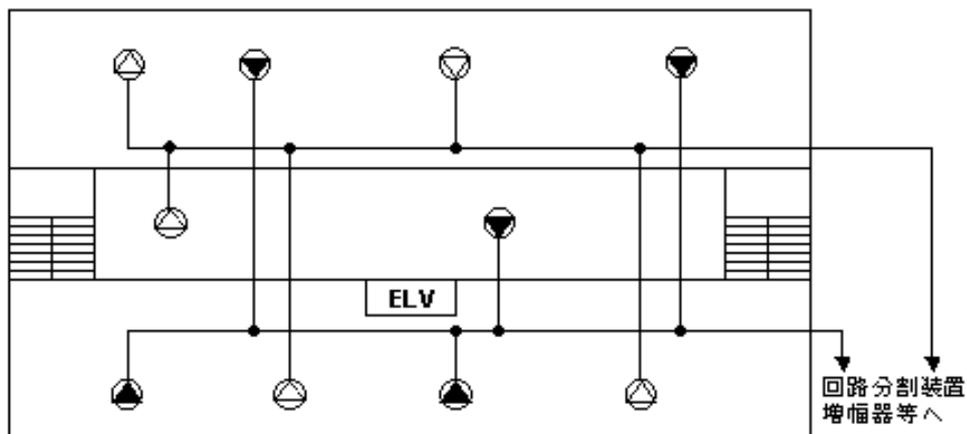
$$T = 0.161 \frac{V}{S \alpha}$$

T : 残響時間(単位 秒)
 V : 放送区域の体積(単位 m^3)
 S : 放送区域の壁、床及び天井又は屋根の面積の合計(単位 m^2)
 α : 放送区域の平均吸音率

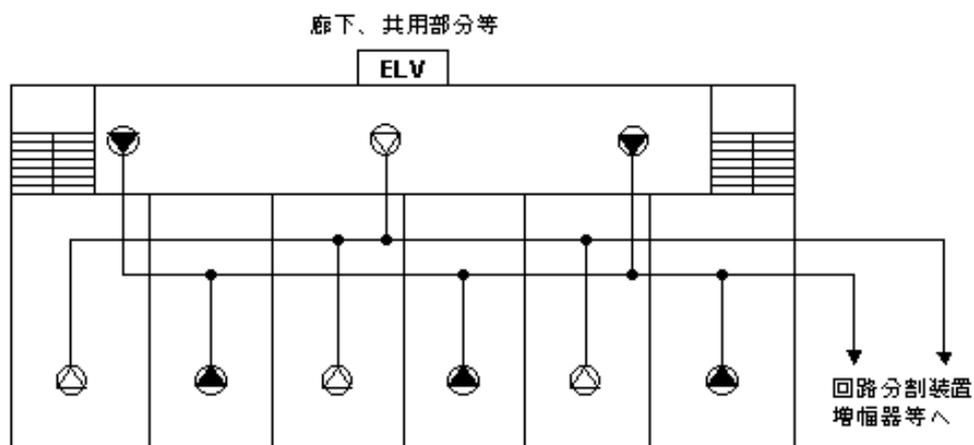
ニ 機器

- (イ) 告示に適合するものであること。
 - (ロ) 認定品を使用すること。◆
 - (ハ) 音量調節器を設ける場合は、3 線式配線とすること。
- (5) 複数回線化
- イ 適用範囲
- (イ) (5)項、(6)項及び(16)項 ((5)項及び(6)項の用途に供する部分に限る。) の用途に供するも

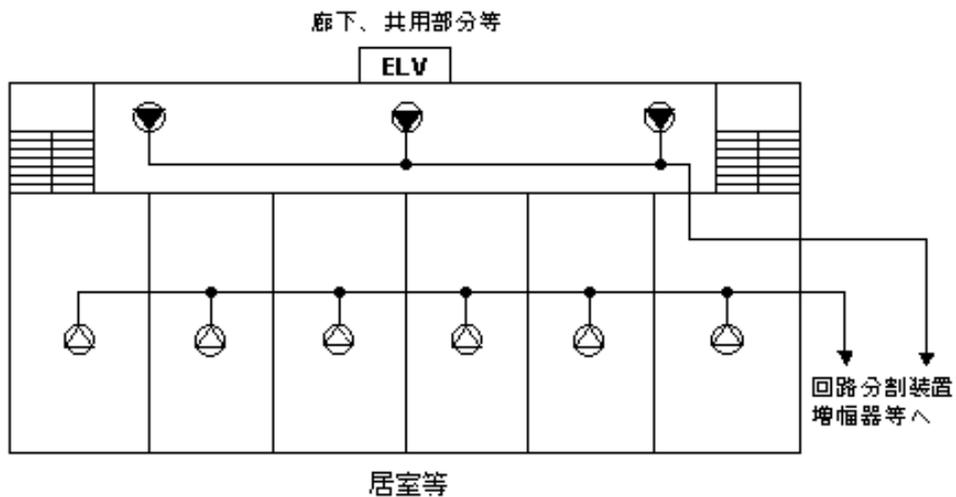
- の
- (ロ) 前(イ)以外の防火対象物又はその階で、スプリンクラー設備が設けられていないもの
(省令第 13 条等によりスプリンクラーヘッドが緩和される部分を含む。)
- ロ 複数回線化の方法
- 次のいずれかの方法によること。
- (イ) あらかじめ、2 以上のスピーカー回路により構成する方法
 - (ロ) 回路分割装置により 1 のスピーカー回路を 2 以上に分割する方法
- ハ 配線方法
- 次のいずれかの方法によること。(第 15-7 図から第 15-10 図参照)
- (イ) 隣接するスピーカーを別回路とする方法
各回路に接続されるスピーカーは、おおむね同数となるように配置する。
 - (ロ) 居室部分と廊下等の共用部分を別回路とする方法



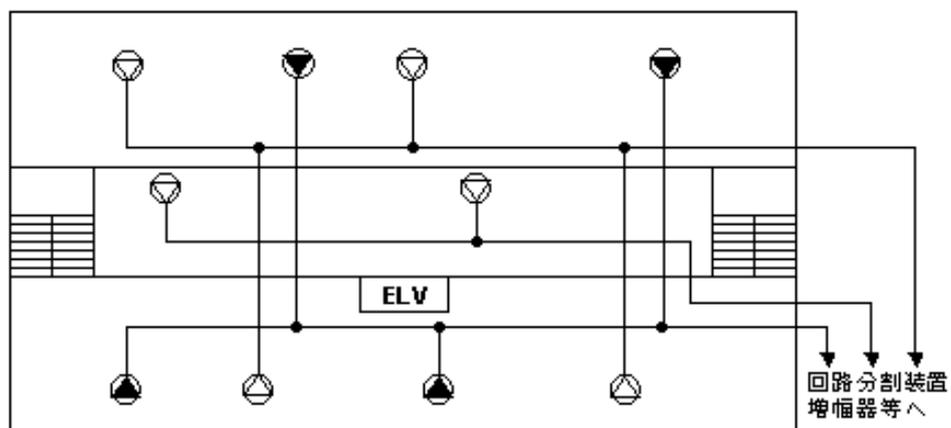
第 15-7 図 隣接するスピーカーを複数回線化した例



第 15-8 図 隣接するスピーカーを複数回線化した例



第 15-9 図 居室と共用部分を複数回線化した例



第 15-10 図 一報知区域を 3 分割した例

ニ 回路分割装置

回路分割装置は、次に適合すること。

(イ) 機器

- a 各出力回路は、一の回路が短絡した際、他の回路に影響を及ぼさない措置が講じられていること。
- b 一の回路分割装置の出力回路の短絡表示が分割された個々の回路ごとに表示されること。
- c 当該放送設備の性能特性に適合するものであること。

(ロ) 設置位置

- a 原則として、階ごとに設置すること。
- b 防火上有効な場所に設置するか又は不燃性のボックスに入れる等の措置を講じること。
なお、回路分割装置の外箱が不燃性の素材で造られているものは、不燃性のボックスと同等として取り扱うことができる。
- c 点検に支障ない場所に設けること。

(ハ) 短絡表示

一の回路分割装置の分割された出力回路のすべてが短絡した場合、操作部でその旨が確認できるものであること。

(6) 起動装置

起動装置とは、火災が発生した際、手動操作により音響装置を鳴動し又は増幅器等に火災である旨の信号を送ることができる非常電話、非常用押しボタン（発信機を含む。）をいい、次に適合すること。

なお、放送設備が自動火災報知設備と連動している場合は、起動装置を省略することができる。ただし、省令第 25 条の 2 第 2 項第 2 号の規定により設置を要する通話装置（通話装置として使用する非常電話を含む。）は省略することができない。

イ 非常用押しボタン

(イ) 設置位置

- a 多数の者の目にふれやすく、かつ、操作の容易な場所に設けること。
- b 操作上支障となる障害物がない箇所に設けること。
- c 原則として、階段への出入口付近に設けること。◆
- d その他第 11 自動火災報知設備：6.(2)によること。

(ロ) 機器

- a 告示基準に適合するものであること。
- b 認定品を使用すること。◆
- c 開放廊下等の雨水の影響を受けるおそれのある場所又は腐食性ガス等の影響を受けるおそれのある場所に設置する機器は、適当な防護措置を講じたものであること。◆
- d 可燃性ガス又は粉じん等が滞留するおそれのある場所に設置する機器は、防爆構造のものであること。◆
- e 手動により復旧しない限り、正常に作動が継続するものであること。

ロ 非常電話

非常電話とは、起動装置として用いる電話をいい、操作部（親機）、非常電話機（子機）、表示灯、電源及び配線で構成される。

(イ) 設置位置

- a 操作部（親機）
 - (a) 防災センター等の常時人の居る場所に設けること。

- (b) 増幅器等及び自動火災報知設備の受信機に併設して、それぞれ操作が有効に行える位置に設けること。◆
- (c) 制御部（電話交換機部分）と操作部が分割されているものは、原則として同一室内に設けること。◆
- b 非常電話機（子機）
 - (a) 1.(6).イ.(イ)に準じること。
 - (b) 廊下等で、自動火災報知設備の発信機、連結送水管の放水口、非常コンセント設備等に併設して設けること。◆
- (ロ) 機器
 - a 告示基準に適合するものであること。
 - b 認定品を使用すること。◆
 - c 非常電話機は、送受話器を取り上げることにより、自動的に操作部への発信が行われるものであること。
 - d 業務用電話と兼用されるものは、非常電話として起動した場合、業務用電話の機能を遮断するものであること。
 - e 非常電話機は、放送機能を有しないこと。
 - f 操作部は、非常電話機の発信により放送設備を自動的に起動することもできるものであること。
 - g 操作部は、非常電話機の発信により火災音信号が鳴動するものとし、発信階を表示すること。
 - h 操作部は、非常電話機の発信を受信した場合、送受話器を取り上げる等の簡単な操作で火災音信号を停止し、発信を行った非常電話機と相互に同時通話ができること。
 - i 操作部は、二つの非常電話機との三者通話も可能であること。
 - j 非常電話機の回線が短絡又は断線しても、他の回線に障害が波及しないこと。
 - k 非常電話機の収納箱及び操作部の外箱は、厚さ 0.8 mm以上の鋼板又はこれと同等以上の強度及び難燃性を有すること。
 - l 放送設備を起動する場合、操作部と増幅器等との連動方式は、無電圧メーク接点により相互の機能に異常を生じないこと。
- (ハ) 表示
 - a 操作部（親機）には、非常電話である旨を表示すること。◆
 - b 非常電話機（子機）は、収納箱に収納し、その表面に非常電話である旨を表示すること。
また、非常電話機（子機）の本体又は収納箱の裏面等に非常電話を操作することにより、火災が発生した旨の放送が流れる旨及び防災センター等と通話できる旨を表示すること。◆
- (7) 通話装置
通話装置とは、起動装置に附置する防災センター等と通話することができる装置をいう。
- イ 設置位置
 - (イ) 操作部（親機）
 - 1.(6).ロ.(イ). aに準ずること。
 - (ロ) 通話装置（子機）
 - 起動装置（非常用押しボタン）に併設して設けること。ただし、放送設備が自動火災報知設備と連動し、起動装置を省略している場合には、自動火災報知設備の発信機に併設して設けること。

ロ 機器

- (イ) 告示に定められる次の基準に適合するものであること。
 - a 操作部との間の専用回路であること。
 - b 周囲雑音を 60 デシベルとした場合において有効に通話することができるものであること。
 - c 二以上の通話装置が操作されても、操作部において任意に選択が可能であること。
この場合、遮断された通話装置には話中音が流れるものであること。
 - d 通話装置と操作部は、相互に同時通話することができるものであること。
 - e 零下 10 度から 50 度までの周囲温度において機能に異常を生じないものであること。
- (ロ) 原則、非常電話の認定品を使用すること。◆

ハ 表示

- (イ) 通話装置の操作部（親機）には、非常電話である旨を表示すること。◆
 - (ロ) 通話装置の電話機（子機）は、収納箱に収納し、その表面に非常通話装置である旨を表示すること。また、通話装置の電話機（子機）本体又は収納箱の裏面等に非常通話装置を操作することにより、防災センター等と通話できる旨を表示すること。◆
- (8) 起動装置の表示灯
省令第 25 条の 2 第 2 項第 2 号の 2 の規定によるほか、次によること。

イ 設置位置

- (イ) 通行に支障のない場所で、かつ、多数の者の目にふれる位置に設けること。
- (ロ) 天井面から 0.6m 以上離れた位置に設けること。◆
- (ハ) 取付け面と 15 度以上の角度となる方向に沿って 10m 離れた場所から点灯していることが容易に識別できる位置に設けること。

ロ 機器

- (イ) 告示基準に適合するものであること。
- (ロ) 認定品を使用すること。◆
- (ハ) 雨水又は腐食性ガス等の影響を受けるおそれがある場所に設置する機器は、適当な防護措置を講じたものであること。
- (ニ) 可燃性ガス又は粉じん等が滞留するおそれがある場所に設置する機器は、防爆構造のものであること。

(9) 配線

第 24 非常電源によるほか、次によること。

- イ 増幅器と操作部をそれぞれ異なった場所に設置する場合、増幅器から操作部までの配線は、省令第 25 条の 2 第 2 項第 4 号ニの例によること。ただし、増幅器から操作部又は操作部から増幅器に非常電源を供給する場合の電源回路は、耐火配線とすること。
- ロ 遠隔操作器のみが省令第 25 条の 2 第 2 項第 3 号ルに定める場所に設置される場合で、増幅器又は操作部から非常電源が供給される場合の電源回路は、耐火配線とすること。
- ハ 増幅器等からスピーカーまでの配線は、火災の際、一の報知区域の配線が短絡又は断線しても、他の報知区域への火災の報知に支障がないように設けること。
- ニ 放送設備のスピーカーを業務用の放送設備と兼用するもので、スピーカー回路を切り替える方式の制御配線は、当該回路に異常がある場合、スピーカーは非常用回線に接続される方式とすること。◆
- ホ 放送設備の起動により業務用の放送設備等を停止する場合の制御配線（増幅器等が設置される居室外の配線）は、当該回路に異常がある場合には、業務用の放送等が停止される方式とすること。◆

へ 電線の接続等は、はんだ付け、ネジ止め、圧着端子等で行われていること。

(10) 相互通話設備

相互通話設備とは、省令第 25 条の 2 第 2 項第 3 号ヲにより、一の防火対象物に 2 以上の操作部又は遠隔操作器が設けられている場合、当該操作部相互間に設ける同時通話できる機器をいい、次に適合すること。

イ 設置位置等

(イ) 操作部又は遠隔操作器の設けられている直近で、当該機器の操作に有効な位置であること。

(ロ) 床面の高さから 0.8m 以上 1.5m 以下の箇所に設けること。

(ハ) 相互通話設備として、次のいずれかの設備が設けられていること。

a インターホン

b 非常電話

c 発信機 (P 型 1 級)

d 構内電話で非常用の割込み機能を有するもの又はこれと同等のもの

ロ 機器

(イ) 一の送受信器を取り上げ又は選局スイッチを操作する等容易な方法により、自動的に一方の機器への発信が可能なるものであること。◆

(ロ) 一の送受信機の発信により、一方の機器への呼出し音が鳴動するとともに、表示装置が設けられているものは、当該表示が有効に点灯すること。◆

(ハ) 相互通話設備は、相互に同時通話できるものであること。

ハ 常用電源

前(1).イを準用すること。

ニ 表示

(イ) 常用電源の開閉器の見やすい箇所に赤色で相互通話設備である旨の表示をすること。◆

(ロ) 通話設備の電話機又は直近には、第 15-3 表が貼付されていること。◆

第 15-3 表

a 電話 (ダイヤル) 方式の場合

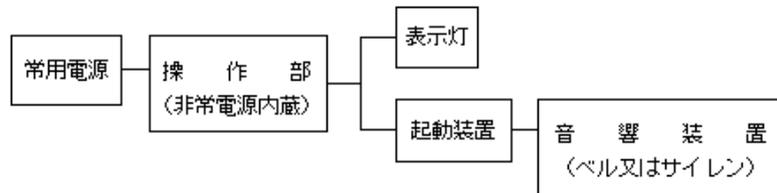
4 cm	相 互 通 話 設 備		
	電 話 番 号	相 手 方	
		本 器	
	取 扱 説 明		
9 cm			

b 選局スイッチの場合

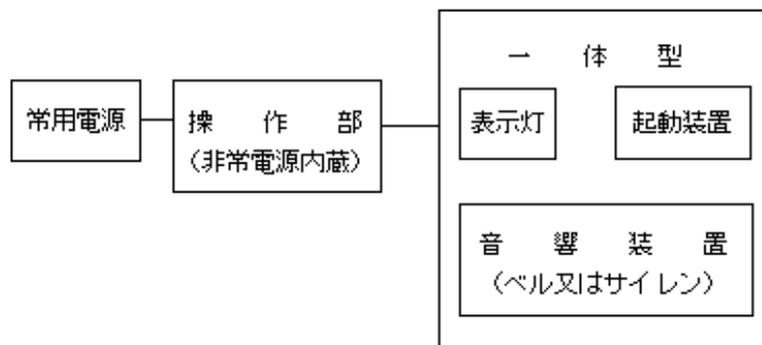
相 互 通 話 設 備	
取 扱 説 明	

2 非常ベル、自動式サイレン

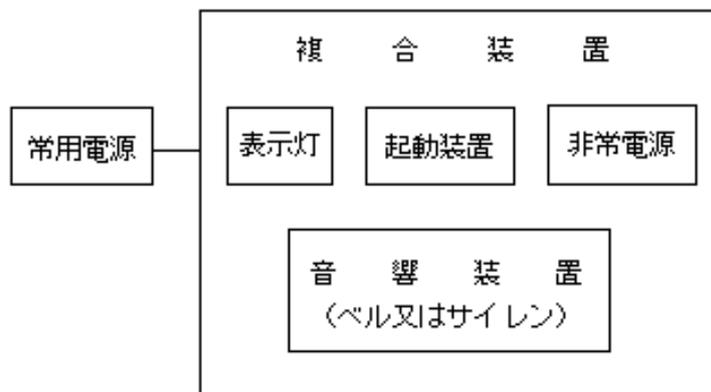
非常ベル、自動式サイレンは、人が火災を発見した場合、起動装置を手動で操作することにより、警報音を鳴動させるものであり、構成は第 15-11 図のとおりであり、機能等は次によること。



構成例 1 (単品組み合わせ)



構成例 2 (一体型)



構成例 3 (複合装置)

第 15-11 図 非常ベル又は自動式サイレンの構成例

(1) 操作部

操作部とは、起動装置から火災である旨の信号を受信し、火災である旨の警報を必要な階に自動的又は手動操作により報知できる装置をいい、次に適合すること。

イ 常用電源

前 1.(1).イを準用すること。

ロ 非常電源及び非常電源回路の配線は、第 24 非常電源によること。

ハ 設置場所

- (イ) 点検に便利な場所に設けること。
- (ロ) 温度、湿度、衝撃、振動等の影響をうけるおそれのない場所に設けること。
- (ハ) 起動装置の設けられた操作部にあつては、操作の容易な場所に設けること。
- (ニ) 多回線用の操作部等にあつては、守衛室等常時人のいる場所に設けること。

ニ 機器

- (イ) 告示基準に適合するものであること。
- (ロ) 認定品を使用すること。◆
- (ハ) 1回線に接続できる表示灯又は音響装置の個数は、各 15 個以下であること。
- (ニ) 自動火災報知設備と連動する場合は、無電圧メーク接点により、相互の機能に異常を生じないものであること。

ホ 表示

多回線用の操作部又は地区表示灯を設けた複合装置の地区表示灯窓には、報知区域の名称等が適正に記入されていること。

(2) 音響装置

音響装置とは、起動装置又は操作部の操作により鳴動するもので、火災である旨の警報ベル、サイレン又はこれと同等以上の音響を発する機器をいい、次に適合すること。

イ 設置位置

- (イ) 音響効果を妨げる障害物のない場所に設けること。
- (ロ) 取付け高さは、天井面から 0.3m 以上で床面から 1.5m 以上の位置に設けること。ただし、起動装置と一体となっているものは起動装置の基準によること。◆
- (ハ) 損傷をうけるおそれのない場所に設けること。
- (ニ) 屋上部分を遊技場等の目的で使用する防火対象物は、当該部分に音響装置を設けること。◆

ロ 機器

- (イ) 告示基準に適合するものであること。
- (ロ) 認定品を使用すること。◆
- (ハ) 開放廊下等の雨水の影響を受ける場所及び腐食性ガス等の影響を受ける場所に設置する機器は、適当な防護措置を講じたものであること。
- (ニ) 可燃性ガス又は粉じん等が滞留するおそれがある場所に設置する機器は、防爆構造のものであること。

(3) 起動装置

イ 設置位置

前 1.(6).イ.(イ)を準用すること。

ロ 機器

前 1.(6).イ.(ロ)を準用すること。

(4) 表示灯

イ 設置位置

- (イ) 天井面から 0.6m 以上離れた位置で、当該起動装置と音響装置のおおむね中間の位置となるように設けること。ただし、起動装置と一体となっているものは、起動装置の基準によること。◆
- (ロ) 通行に支障のない場所で、かつ、多数の者の目にふれる位置に設けてあること。

ロ 機器

前 1.(8).ロを準用すること。

(5) 複合装置

複合装置とは、起動装置、表示灯、音響装置をそれぞれ任意に組み合わせて一体として構成したものに非常電源を内蔵したものをいい、次に適合すること。ただし、内蔵した非常電源により他に電力は供給しないこと。

イ 設置位置

前(1)から(4)に掲げる基準に適合すること。

ロ 機器

(イ) 前(1)から(4)に掲げる基準に適合すること。

(ロ) 1回線に接続できる個数については、20以下とすること。

(6) 一体型

一体型とは、起動装置、表示灯、音響装置を任意に組み合わせ、一体として構成したものをいい、前(1)から(4)に掲げる基準を準用すること。

(7) 配線

第 24 非常電源の基準に準じて設けるほか、次によること。

イ 出火階直上階鳴動方式の場合には、一の報知区域の配線が短絡又は断線しても、他の報知区域への火災の報知に支障のないように設けること。

ロ 複合装置の常用電源の配線と連動端子間（弱電回路）の配線を同一金属管に納める場合は、次によること。

(イ) 非常警報設備以外の配線は入れないこと。

(ロ) 連動端子間の電線は、600V 2種ビニル絶縁電線等で強電用電線を使用すること。

(ハ) 常用電源線と連動端子間の電線とは、色別すること。

ハ 端子との接続は、ゆるみ、破損等がなく確実であること。

ニ 電線相互の接続は、はんだ付け、ネジ止め、圧着端子等で行われていること。

3 付属品

付属品として、次のものを備えておくこと。◆

(1) 取扱説明書

(2) 予備品（電球、ヒューズその他の消耗品）

(3) 回路図

(4) 工具（クロスバ方式の非常電話にあつては、調整用機器、その他のものにあつては、当該機器の部品の交換に必要な工具）